



2020年5月7日

各 位

会 社 名 株式会社スタジオアタオ
代 表 者 名 代表取締役社長 瀬尾 訓弘
(コード番号：3550 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員 管理部 初瀬 敬之
(TEL：03-6226-2772)

緊急事態宣言期間延長に伴う店舗臨時休業期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆様及び影響を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、医療従事者をはじめ感染防止にご尽力されている皆様に深謝申し上げます。

当社では、2020年4月8日付の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための一部店舗の臨時休業のお知らせ」に記載の通り、同日より店舗の臨時休業を行っておりますが、政府より発令された緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、感染拡大防止のため、下記の通り「ATAO」「IANNE」「ILEMER」の店舗の臨時休業期間を延長することといたしましたのでお知らせいたします。

関係者の皆様にはご心配、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象店舗（2020年5月7日現在）

(1)ATAO（計6店舗）

アタオランド店 大丸梅田店 新宿店 有楽町店 横浜店 名古屋店

(2)IANNE（計3店舗）

アタオランド店 新宿店 横浜店

(3)ILEMER（計1店舗）

アタオランド店

2. 休業延長期間

2020年5月7日（木）から当面の間

3. 今後の見通し

業績への影響について、開示すべき事項が生じた場合には、適時開示を行ってまいります。

以 上